

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社横河ブリッジ（所在地 千葉県船橋市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 2 年 8 月 3 1 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町 1 丁目 1 番 1 号 新潟美咲合同庁舎 1 号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 石川 孝行 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社横河ブリッジ	千葉県船橋市山野町 27 番地

2. 指名停止措置期間： 令和2年8月31日～令和2年9月30日（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

北陸地方整備局発注の「国道8号 歌高架橋（第1工区）上部工事」において、平成28年12月22日、床版鉄筋と型枠の組立作業をしていた一次下請負人の作業員が、伸縮装置設置用の鉄筋に左脇腹を強打し負傷する事故が発生したにもかかわらず、仕様書に定められている監督職員への報告を怠っていた。

5. 措置理由

このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第4号に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）並びに「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内